

ユニバーサルデザインがめざしてきたこと・・・これから —誰にも公平なデザインは可能か—

What is the Goal of Universal Design —Toward the fair Design for Everyone—

高橋儀平*

[講演概要]

ユニバーサルデザイン(以下UD)が米国で誕生して20年を経過した。UDは何故公平なデザインを目指したのか、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けてどのような都市環境整備が求められているのかについて講演概要を述べる。

1995年、米国ノースカロライナ州立大学UDセンターでUDの7原則(公平性、柔軟性、単純性、分かりやすさ、効率性、安全性、必要なサイズ&スペース)が公表された時は、「可能な限り多くの人々が利用できるデザイン」という考え方は日本にとってとても遠い存在であった。しかし今日、UDの概念と実践は、超少子高齢社会が進行している日本社会において、移動・交通、住まい、都市環境、就労、教育、余暇活動など様々な場面で普遍的ニーズそのものである。

日本では、1994年に最初の建築物のバリアフリー法(通称「ハートビル法」)が制定された。ハートビル法は高齢社会の進行を見据えて、ハードの社会基盤整備を急ぐべきとし、高齢者、障害者のみならず女性や子どもへの配慮、つまりUDの考え方を包含していた。ハートビル法はその後、2000年の交通バリアフリー法と一体化され、2006年にバリアフリー法と名称を変えて発展している。2025年には団塊世代が後期高齢者に突入り認知症高齢者も一気に増加すると予測されている。バリアフリー法制度面でもさらなる備えが必要である。一方、障害のある市民が長年待ち望んでいた障害者差別解消法が2016年4月に施行される。この法律は、2016年国連「障害者の権利条約」を根拠とするもので、わが国でも漸く国際レベルの公平な社会づくりが進むと期待される。権利条約では「障害」は社会環境側が作りだしているという「社会モデル」の考え方を打ち出し、社会環境を変えることで誰もが平等にくらすことができるとしている。

2020年の東京オリンピック・パラリンピックは、日本が国際的舞台上で高齢者、障害者等の人権とどのように向き合っているかを世界に示す場でもある。では、東京オリンピック・パラリンピック大会におけるUDはどのように求められているのだろうか。IPC(国際パラリンピック委員会2013.6)のガイドでは、多様な国籍、多様な社会、多様な人種が存在することを認め、それら多様な市民の参加と権利を基本原則とすること

[講演の様子]



とが大会開催要件であると明確に記している。アスリートであるか、観客であるかを問わず、誰もが公平に、個人の尊厳と機会が尊重され、競技会場、宿泊施設、空港、道路・公共交通機関、観光、エンターテインメント、教育、雇用に自由にアクセスできる環境づくりが求められているのである。

今必要なのは、将来の世代に負担をかけないインフラ整備である。2020年の東京オリンピック・パラリンピックはそのきっかけに過ぎないが、UDの推進にとっても重要なチャンスである。超少子高齢社会の社会基盤づくりの展開に向けて2020年をゆっくりと超えていきたい。

*ライフデザイン学部 人間環境デザイン学科